個人用火災総合保険に ご加入いただく皆さまへ

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

2025年9月以降入居者用

〈THE 家財の保険(個人用火災総合保険賃貸住宅内収容家財)総括契約用〉

この書面では、個人用火災総合保険に関する重要な事項(「契約概要 | 「注意喚起情報 | 等)についてご説明しています。ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願 いします。なお、加入者ご本人以外の被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して保険契約者・加入者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載されています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。 詳細については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、冊子でご希望の場合は、取扱代理 店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、加入手続きをお取りください。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご確認ください。

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。		
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する 事項を定めたものです。		

【補償の対象(者)等に関する用語】

保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
加入者	加入明細の申込みをされる方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいい、各保険の対象の所有者である賃借人の方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、 井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
貴金属・稿本等 (以下、貴金属等 といいます)	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに 類する物
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観 光券または旅行券をいいます。

	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれ
敷地内	に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいい
	ます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続
	した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために 必要な費用をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。	
復旧に伴って生 じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。	
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。	
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のもの を再取得するのに要する額をいいます。	
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。	
修理費用	借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。	

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。	
保険金額	加入者証記載の保険金額をいいます。ただし、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一 式の保険金額とします。	
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。	

1 ご加入前におけるご確認事項

- (1)商品の名称、仕組み
 - ①商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(THE 家財の保険)

②商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、主な特約等は次のとおりです。

(注)加入申込書で申し込みができる補償内容の組み合わせを記載しています。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

+

○:補償の対象 x:補償の対象外

			田 (
基本となる補償			
	火災、落雷、破裂・爆発	0	0
	風災、 雹 災、雪災	0	0
	水災	0	0
家財	建物の外部からの物体の 落下、飛来、衝突など	0	0
式	漏水などによる水濡れ	0	0
家財一式の補償	騒擾・集団行動等に 伴う暴力行為	0	0
	盗難による 盗取・損傷・汚損	0	0
	不測かつ突発的な事故	0	×
費用の補償	地震火災費用	0	0
償 ※1	臨時費用	補償の対象外	

	主な特約*2
同居人居住時の 被保険者に関する特約	自動セットされています*3
借家人賠償責任・ 修理費用特約	ご加入の内容により異なります
個人賠償責任特約	ご加入の内容により異なります

- ※1 損害防止費用もお支払いします。損害防止費用とは、火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要または有益な消火活動のための費用をいいます。
- ※2 特約についての自己負担額は加入申込書等をご参照ください。
- ※3 THE 家財の保険には「同居人居住時の被保険者に関する特約」が自動セットされます。この特約は、賃貸借契約書に明記されている同居人の家財を保険の対象に含める特約です。

(2)基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

個人田火災総合保険の基本となる補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(善通保険約款および特約)」をご参照ください。

四八用八久杺日休陕少奉	:本となる補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない王な場合は、次の	
() 1 /// #= -1 =: -= -:	保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いできない主な場合
ア火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が加入者証記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故
(イ)風災、雹災、雪災	風災、電災、雪災によって保険の対象が損害を受けた場合	を除きます。 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害
(ウ)水災	洪水や土砂崩れなどの水災(協定再調達価額の30%以上の損害、床上浸水*)によって保険の対象が損害を受けた場合 ※居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥によって生じた損害 ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合	●雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み 込みまたは漏入による損害 ●保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上 の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象
(オ)漏水などによる水溢れ	給排水設備に生じた事故(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合	が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 等 (注)不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
う暴力行為	騒擾、集団行動または労働争議に伴う暴力行為等によって保険の対象が損害を受けた場合	●偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害●移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
(キ)盗難による盗取・損傷・ 汚損	盗難による盗取、損傷、汚損等によって保険の対象が損害を受けた場合 加入者証記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金 証書等の盗難を含みます。	
(グ)不測かつ突発的な事故	(ア)から(キ)までの事故を除く、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合	

②お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

個人用火災総合保険の基本となる補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金*1をお支払いします。

評価・	平価・支払基準 保険の対象 お支払いする損害保険金の額		
新価	・実損払	家財一式※2	損害の額※4 - 自己負担額※5
(罹災	時再評価)	(貴金属等 *3を含む)	(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)

- ※1 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分や保険の対象によっては支払限度額が上表と異なる場合があります。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
- ※2次のものは、以下を限度に補償します。

	保険の対象	事故の区分	限度額
1	通貨等、印紙、切手、乗 車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
2	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 または家財の保険金額のいずれか低い額

(注)自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

- ※3 損害の額は時価額を基準とします。
- ※4 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用をいいます。)を含みます。
- ※5 自己負担額は、加入者証等でご確認ください。なお、事故の区分により自己負担額が異なる場合がありますのでご注意ください。

③主な特約の概要 契約概要

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

借家人賠	<借家人賠償責任>
償責任・	借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
修理費用	<修理費用>
特約	偶然な事故により、借用戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理するのにかかった費用を補償します。
個人賠償責任特約	日本国内外において、被保険者が日常生活において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を壊した場合、日本国内で受託した財物を盗まれた場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合など、偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)

4特約等の補償重複について 注意喚起情報

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約 (火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、

補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。**

※1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任特約	自動車保険・個人用傷害所得総合保険の個人賠償責任特約

5保険の対象 契約概要

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および 事業に併用される物件をいいます。)に収容される家財一式です。*1*2

- ※1 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。
 ※2 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。
- ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条 第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
 - ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空
 - ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。)
 - ・商品・製品等
 - ・業務用の什器・備品等
 - ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

6保険金額の設定 契約概要

個人用火災総合保険の保険金額は次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、加入申込書の保険金額欄でご確認ください。

評価・支払基準	保険金額の設定*	お支払例(自己負担額を0円とした場合)
新価・実損払 (罹災時再評価)	新価の範囲内で、保 険金額を設定するこ とができます(10万 円単位)。	保険の対象の新価 1,000万円 保険金額は新価 保険金額 500万円 ・

- ※家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。100万円を超える貴金属等の補償をご希望の場合は加入申込書ではお申し込みができませんので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注1)複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の 合計が高くなることがありますのでご注意ください。
- (注2)保険の対象の価額を超えてご契約されても、超過部分に対する保険金のお支払い

はできません。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

⑦保険責任期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険責任期間:加入申込書に記載された期間 補償の開始 :保険責任期間の初日の午後4時

(加入申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)

補償の終了 :保険責任期間末日の午後4時

(3)保険料の決定の仕組み 契約概要

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険責任期間、保険の対象の構造等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては加入申込書でご確認ください。

(4)地震保険の取扱い

加入申込書では、地震保険のお申し込みはできません。

(5)満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご注意事項

(1)告知義務(加入申込書等の記載上の注意事項) 注意喚起情報

保険契約者または加入者または被保険者には、ご加入時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、加入申込書の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、加入申込書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

なお、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。

保険の対象の所在地、家財一式を収容する建物の構造・用法、他の保険契約等

ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務等)

(2) クーリングオフ (クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象とはなりません。

3 ご加入後におけるご注意事項

(1)通知義務等 注意喚起情報

●ご加入後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまで ご通知ください。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】

- ・家財一式を収容する建物の構造または用途を変更した場合
- ・保険の対象を他の場所に移転した場合
- ・前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合
- ●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
 - ・家財一式を収容する建物に住居部分がなくなったとき
 - ・日本国外に保険の対象が移転したとき
- ●ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。
 - ・保険の対象を譲渡する場合※1
 - ・加入者の住所や通知先を変更した場合※2
 - ※1 ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
 - ※2 ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。 なお、改姓等により加入者または被保険者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保 ジャパンまでご連絡ください。
- ●上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

ご契約後の契約内容の変更などの通知 ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

(2)解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ●ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。 普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還します。
- ●返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。

契約の解約

(3)重大事由による解除

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、事故の際に保険金をお支払いできないことがあります。

- ●保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

重大事由による解除

その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保 険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理 店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものと なります。

(2)保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らし て事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合 は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額 が削減されることがあります。

火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使 用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。) またはマンション管理組合であ る場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契 約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(た だし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全 額が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問 い合わせください。

(3)個人情報の取扱いに関する事項 注意喚起情報

- ●保険契約者は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、 付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提 供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。 また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を 行います。加入者および被保険者等は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入く ださい。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立 人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれら の者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含 みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損 害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれら の者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社 等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があ ります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱 う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、 犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の 適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報 の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会 社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-iapan.co.ip/) をご覧ください。

(4)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類の ほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約 款および特約)」に記載の書類等をご確認ください。

事故が起こった場合 事故が起こったときの手続き

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。 その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

損保ジャパン 問い合わせ

【窓口:カスタマーセンター】 0120-888-089

<受付時間>

平日:午前9時~午後6時 土日祝日:午前9時~午後5時

(12月31日~1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお 取次ぎさせていただく場合がございます。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

揖保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結して います。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日 本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日:午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.ip/)

保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」】

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

<受付時間> 平日:午前9時~12時 午後1時~5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代 理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

インターネットでのご連絡

損保ジャパン 火災事故

https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/

重要事項等説明書

2025年9月以降入居者用

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、動産総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。

● 損保ジャパン

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

1. 動産総合保険の概要

1 動産総合保険の概要

保険の目的(以下「保険の対象」といいます。)を保管している間、およびそれに付随して運送している間に、次に掲げる偶然な事故により、保険の対象に損 害が生じた場合に保険金をお支払いします。

・火災、落雷、破裂または爆発 盗難 車の飛び込み、飛行機の墜落

• 破損

など

2 主な特約条項およびその概要

主な特約条項およびその概要を記載しています。

保険条件によってセットできる特約条項が異なります。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①臨時費用限定不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)

臨時費用保険金をお支払いしません。ただし、次に掲げる事故によって生じた損害については、臨時費用保険金をお支払いします。 ・火災、落雷、破裂・爆発 ・風災、雹災、雪災

・火災、落雷、破裂・爆発

・外部からの物体の飛来、衝突 ・水濡れ 騒擾等

②営業時間外金庫外保管不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)

保険契約申込書に記載された保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害については保険金をお支払 いしません。

- ③テロ危険等不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)
 - ・1つの敷地内において、保険金額(ご契約金額をいいます。)が10億円以上の場合、テロ行為の結果として生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ・情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ④サイバー攻撃等不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)

直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃等の結果として生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、保険の目的に火災、破裂ま たは爆発が生じた場合を除きます。

- ⑤運送中の単純破曲損不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)
- 火災、爆発、輸送用具の脱線、転覆、墜落、衝突などによって損害が生じた場合を除き、保険の対象が運送されている間に生じた破損またはまがり・へこ みによる損害については保険金をお支払いしません。
- ⑥使用人等の不誠実行為不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)
- 被保険者の同居の親族、使用人などが行った窃盗、強盗、その他の類似行為によって、保険の対象に生じた損害については保険金をお支払いしません。
- ⑦万引危険不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)
- 万引その他の類似行為によって、保険の対象に生じた損害については保険金をお支払いしません。 ⑧物損害追加特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)
- ・棚卸しもしくは検品の際に発見された品不足による損害、偽造・変造貨紙幣または偽造・変造有価証券による損害、現金・有価証券等の勘定違いによる 損害については、保険金をお支払いしません。
- ・火災、落雷、破裂または爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた場合に修理付帯費用保険金をお支払いします。
- ⑨管球類単独損害不担保特約条項(原則としてすべての契約にセットされます。)

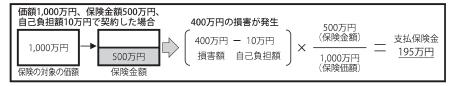
真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管などの管球類に単独に生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損 害を被った場合には、保険金をお支払いします。

2. 保険期間

- ■この保険の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。ただし、短期契約(保険期間が1年に満たない保険契約をいいます。)または長期契約(保険期間が1年を超える保険契約をいいます。)をご契約いただくことができます。また、保険の対象、セットする特約条項等によって設定できる保険期間が異な ります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、ご契約の保険契約 申込書にてご確認ください
- ■保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約条項等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まり、 末日の午後4時に終わります。

3. 保険金額の設定

- ■保険金額は、保険の対象の価額に合わせて設定していただきますようご注意ください。
 - ※保険契約申込書・契約内容変更依頼書に「保険価額」と表示がある部分は、「ご契約時の保険の対象の価額」・「契約内容変更時の保険の対象の価額」とな ります
- ■保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。なお、保険の対象の価額を超える部分につ いてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- ■損害額は、事故発生時の時価額(以下「保険価額」といいます。)を基準に定めます。
- ■保険金額が保険価額に満たない場合は、保険金の額は、保険金額を限度に下図の算式によって計算した額となりますので、事故の際に自己負担額(免責金額) を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。



4. 自己負担額(免責金額)の設定

- ■原則として、1事故につき保険金額の1%以上で自己負担額を設定していただきます。
- ■全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は自己負担額は適用されません。

5. 保険料

- ■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。保険の対象の品目、保管場所、収容建物の構造等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更していただきますようお願いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ■保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項等をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。
- ■分割払の場合には、保険料の額、払込手段等により、保険料が割増となる場合があります。
- ■分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込保険料を請求させていただく場合があります。
- ■第2回以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかったり、保険契約が解除される場合があります。
- ■保険料をお支払いいただく際は、特定の特約条項等をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。
- ■ご契約方式によっては、保険期間終了後、契約時にお支払いいただいた保険料(暫定保険料)と保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料(確定保険料)との差額を精算させていただく場合があります。
- ■この保険の最低保険料は特に定める場合を除き、1,000円となります。

6. 解約と解約返れい金

で契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでで連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 告知義務・通知義務・通知事項

1 告知義務 (ご契約締結時における注意事項)

- (1)ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。 <告知事項>
 - ①保険の対象(名称・型式・品質・数量)
 - ②運送経路
 - ③保管場所・展示場所(所在地・名称・用途)
 - ④保険の対象を収容する建物の構造

など

⇒保険契約申込書に★印がある項目となります。

(2)保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

2 通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

①保険の対象の保管場所、展示場所または運送経路の変更

- ②保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
- ③担保地域の変更
- ④その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(※)の発生
 - (※)保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印がある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (2)通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- (3)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

8. 保険金のお支払い

保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

損害保険金 = (損害額 - 自己負担額) × 保険金額 保険価額

(注1)損害額は、保険価額を基準に定めます。

- (注2)保険の対象の損傷を修理することができる場合には、修理によって保険の対象の時価額が増加したときはその増加額(保険の対象の種類や維持・管理の 状況等によって上限を定めています。)、修理に伴って生じた残存物があるときはその価額を差し引いて保険金をお支払いします。詳しくは、普通保険約 款および特約条項をご確認ください。
- (注3)を損の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から自己負担額を差し引きません。
- *1事故てん補限度額が設定されている場合は、1事故てん補限度額を限度として保険金をお支払いします。

「9.保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款および特約条項等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- ①ご契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、これらによる津波、水災による損害
- ⑤保険の対象の加工着手後に生じた損害
- ⑥置き忘れ、紛失による損害(置き忘れ、紛失後の盗難を含みます。)
- ②偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的事故による損害
- ⑧詐欺または横領による損害
- ⑨修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣による損害 (火災、破裂または爆発事故が生じた場合を除きます。)

など

10. 事故が起こった場合

- (1)事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、盗難届出証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
3	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度 等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、売上高等 営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書、復旧通知書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書 (写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
6	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (注1)事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
- (3)前記(2)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

「11. クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

この保険は、クーリングオフの対象とはなりません。

12. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

- ■複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- ■損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、前記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

13. 保険会社破綻時の取扱い

- ■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「14.個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を 含みます。)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に 従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

15. その他ご注意いただきたいこと

- ■保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。保険契約の権利義務を保険の対象の譲受人に譲渡する場合には、申請・承認の手続きが必要となりますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ■保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

【16. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの 相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い 合わせは、取扱代理店までご連絡く ださい。

その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 https://www.sompo-japan.co.jp/ 【カスタマーセンター】

0120 - 888 - 089

<受付時間>

平日 : 午前9時~午後8時 土日祝日:午前9時~午後5時 (12月31日~1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取 扱代理店・営業店・保険金サービ ス課へお取次ぎさせていただく場 合がございます。

●保険会社との間で問題を解決 できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

10570 - 022808

《通話料有料》 〈受付時間〉

平日:午前9時15分~午後5時(十・日・祝日・年末年始は休業)

インターネットホームページアドレス https://www.sonpo.or.jp/

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに 損保ジャパンまたは取扱代理店ま でご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下 記事故サポートセンターへご連絡 ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120 - 727 - 110

<受付時間>

平日 :午後5時~翌日午前9時

土日祝日:24時間

(12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン または取扱代理店までご連絡くだ さい。

【第1章 総則】

第1条(適用関係)

- 1.この会員規約は、株式会社ジェイエーアメニティーハウス(以下「当社」といいます。)が運営するアメニティークラブ(以下 「本サービス」といいます。)の提供および利用規約に関して 適用されます。
- 2.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款 や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を 設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一 部を構成するものとします。
- 3.会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優 先されます。
- 4.本規約は会員の承諾、または会員への事前通知をすることな く、変更することがあります。

第2条(定義)

- 1.「会員」とは、この会員規約に同意の上、当社所定の加入申込 手続を行い、当社がこれを承諾した方をいいます。なお、当 社の承諾は郵送で会員番号を通知する方法により行います。
- 2.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受け
- 2.1 リーと入列象物件」とは、云真か本リーと入りが無味を支げる住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。
 3. 「法人契約」とは、法人(社宅代行会社含む)がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサー 社と実別し、その広人の人員、促業員その他の受用人がり ビス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員は その法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、 その法人が加入申し込み時に指定した入居者(以下「入居 者」といいます。)とします。また、加入時に指定した入居者が 変わる場合は、当社指定の方法により速やかに変更手続き をとるものとします。但し、法人契約の場合であっても本サー ビスの申し込みを入居者本人が行った場合、会員はその入 居者とします。
- 4.「同居人」とは、会員がサービス対象物件において同居人とし て契約書上記載のある方をいいます。 5.「利用者」とは個人である会員、法人契約における入居者、お
- よびそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第3条(本サービスの利用)

- 1.会員および同居人(法人契約における入居者およびその同居人も含みます。以下本項同じ)は、この会員規約の定めるところに従い、第2章、第3章、第4章のサービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定 がてさます。たたと、この云真然がまたは語光だに別較のためがある場合はこの限りではありません。 2.会員は、同居人の利用に際して、同居人にこの会員規約及び
- 諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。 3.本サービスは、サービス対象物件が当社管理の場合、かつ利
- 用者が居住中の場合のみご利用頂けます。

第4条(会員番号)

- 1.当社は、会員1名につき1つの会員番号(ID・パス)を発行します。 2.会員番号の発行には、賃貸借契約開始日から40~70日程度 かかります。
- 3.会員番号はサービス対象物件に郵送されます。
- 4.本サービスを利用する場合には、会員番号または個人が特 定できる情報を窓口に伝達することが必要になります。

第5条(会費)

- 1.本サービスの会費はシングルプラン2年間22,990円(税込)、 ファミリープラン2年間29,590円(税込)とし、当社が指定する ロ座へ支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は 会員が負担するものとします。 2.支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合等を
- 除き、原則返還いたしません。

第6条(有効期間)

- 1.本サービスの有効期間は、会員がサービス対象物件を契約 開始した日から2年間とします。但し、会員がサービス対象物 件以外の物件に居住した場合、または貸主並びに管理会社 変更により、当社の管理業務が終了した場合は有効期間も 終了するものとします。 2.既に入居している住戸をサービスの対象物件として加入申
- 込をした場合の有効期間は、賃貸借契約の更新日満了日とし

- 第7条(更新) 1.会員は、サービス対象物件に継続して居住する場合、賃貸借 契約の更新をもって本サービスの更新に同意したものとし
- 2.会員は、有効期間満了日までに第5条に定める会費を所定の 方法で支払うことにより、本サービスの有効期間を2年間更新することができます(本サービスにはアメニティークラブ専用 の保険の補償サービスが含まれます。)。

第8条(登録情報の変更)

- 1.会員は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」という)に変更があった場合には、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。 2.個人である会員の名義変更については、以下の条件をいず
- れも満たした場合にのみ登録事項の変更として取り扱いま す。その他の場合本契約は終了し、新たに会員になろうとする方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
 - ①会員と同居中の2親等以内の親族間の名義変更であること。
- ②サービス対象物件が同一であること。 ③サービス対象物件が同一であること。 3.法人契約においてサービス対象物件の人居者が変わる場合は、当該法人会員は、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- 4.登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員 が不利益を被ったとしても、当社はいかなる場合も責任を負 いません。

第9条(退会・会員資格の取消し、喪失)

1.会員が退会をするには、サービス対象物件から退去をした場 合に限り退会になります。

- 2.会員が以下項目のいずれかに該当した場合、当社は会員の 承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
- ①加入申込時に虚偽の申告をした場合 ②会費の支払いが滞った場合 ③本規約または諸規定の定めに違反した場合
- ④不要な問合せや悪質ないたずら等本サービスの業務に支 障をきたした場合
- 「総会屋、暴力団及びそれらの構成員またはこれらに準ずる もの(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)である、 もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していること が判明した場合
- ⑥その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

第10条(情報の取り扱い)

- 1.当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得 た会員等の個人情報(以下「会員等の個人情報」といいます。) ついては、「個人情報の保護の関する法律」その他の法令を
- 遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 2.会員は、会員等の個人情報を当社が指定した次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
- ①会員または同居人より依頼を受けた各種サービスを当該 会員または同居人に対して提供するため
- 会は、ではいられたがして、症状するため ②本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため ③本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるため の各種アンケートを実施するため ④本サービスの利用状況や会員に属性等に応じた新サービ

- スを開発するため ⑤関連サービスや商品の情報を提供するため 3.当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託をする場合があります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範 囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることに
- なり、会員はあらかじめてれに同意するものとします。 4前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する 場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供す ることがあります。
- ①個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき②裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされたとき
- ③当社の権利または財産を保護するために必要不可欠であ
- ④当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断す る合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

第11条(免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がな い限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

第12条(合意管轄裁判所) 本契約に関して紛議が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とします。

【第2章 アメニティークラブ住まいのサービス】

第13条(住み替え特典)-1 賃貸の場合

会員が当社管理物件へ住替えを希望する場合、当社がその入居 を承諾し、且つ当社指定のJAグループ仲介店舗で契約締結した ときに限り、以下の特典を受けることができます。但し、本特典を 利用するには、当該店舗従業員に住み替え特典利用希望をお申 し出頂く必要があります。お申し出がないまま成約になった場合 ロース、シスペッテのサットの中で回かない。まま成れたなりに場合には、本特典を受けることができませんので予めで了承下さい。 【主なサービス内容】

- ①仲介手数料無料
- ②賃料 1ヵ月分無料(但し住替住戸で他の優遇キャンペーン がある場合には有利な方を適用)
- ③礼金がある物件は礼金半額
- 4)鍵交換代無料
- ※利用可能JAグループ仲介店舗はJAホームネット(www. ja-home.net)をご確認下さい。

第13条(住み替え特典)-2 購入の場合

- 会員が当社を通じマイホームを購入した場合、仲介手数料の20%(税前)分を割引いたします。
- 本特典を利用する場合、事前に当社売買サイトの会員登録が必 要になります。
- 売買サイト: https://www.ja-amenityhouse.net

第14条(友人紹介サービス) 会員が、知人友人を紹介し当社管理物件に入居した場合、当社から10,000円相当の商品券等を会員へ進呈します。 本特典を利用するには、成約前に当社へ連絡し、当社指定のJA

グループ仲介店舗で契約を締結することが条件となります。

第15条(夜間・休日時の受付・現場対応サービス)

第13米(収間・ い口呼びという 光端が加い こんパー 1. 会員は、夜間や休日等当社の営業時間外でも住まいに関するトラ ブルについて、専用ダイヤルを利用して以下の受付、現場対応サー ビスを受けることができます。本サービスは、当社が提携する株式 会社アクセス24コールセンターが提供するサービスになります。

【受付サービス】

- ①建物室内設備等の不具合、苦情、依頼要望
- ②建物共用部の不具合、苦情、依頼要望
- ③火災、事件、事故など緊急事態に関するもの
- ④鍵紛失に関するもの
- ⑤その他の要望事項
- ※空室確認や管理会社社員への取次などは対象外となります。 【現場対応サービス】(状況に応じ修理手配)
- ①被害拡大(階下漏水)の恐れがある水漏れ、排水詰りのとき ②鍵開閉不具合による入室または退室が出来ないとき(鍵 紛失は除く)
- ③窓ガラス破損により安全上ガラス交換または一次対応が 必要なとき
- 外となります。

- ※注2 夜間、休日における現場で行う対応業務は、現場確認・
- ※注2 校前、外向にありる状物と打力が心実物は、状物性能・ 貼り紙・写真撮影・立会・可能な範囲の仮復旧までと し、問題の完全なる解決を図るものではありません。 2.受付サービスにおける会員の利用料負担はありません。但 し、緊急対応等現場業務において部品交換や作業等の費用 が発生した場合、会員の故意・過失に該当する範囲は会員 が実費負担するものとします。

【第3章 優待サービス】

第16条(内容)

会員は、ベネフィット・ステーションホームページに掲載されて いる宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、育児施設 などを優待価格で利用することができます。

第17条(会員優待サービスの利用)

- 3.17条(公員を持つしている) 1.優待サービスは、当社提携の株式会社ベネフィット・ワンが 提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービス の利用に際しベネフィット・ステーションホームページに記載された会員規約をよく読み、同意した上で利用できるもの
- 2.会員は、賃貸借契約の開始翌月16日以降、本サービスの利用 に必要なアカウントを作成することで、ベネフィット・ステーションホームページにログインし会員優待サービスを利用することができます。アカウントを作成するまでは一部のコ ンテンツについて仮のIDを使用しサービスを利用できるも のとします。

第18条(利用期間)

優待サービスは本サービスに付帯する会員優待サービスで す。よって優待サービスの利用可能期間は、第6条および第7条 と同様の条件が適用されるものとします。

第19条(変更・休止等)

優待サービスは、会員の承諾、または会員への事前通知をする ことなく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、 または休止することがあります。

【第4章 アメニティークラブ専用の保険の補償サービスについて】 第20条

- 1.当社は、保険会社(損害保険ジャパン株式会社)との間で、会 員もしくは入居者を被保険者とする火災保険(借家人賠償保険セット)および動産総合保険(以下「本保険」といいます。) を締結し、被保険者に対して、本保険による補償サービスを 提供するものとします。会員は、第5条第1項に定める会費の 中から、本保険の保険料相当額を負担するものとします。
- 2.当社は、被保険者に対し、パンフレットを用いて本保険の補
- 償サービスの内容を説明します。 3.本保険の補償サービスは、第6条および第7条に定める有効
- 3.本保険の補償サービスは、弟6条および弟7条に定める有別 期間に限り提供されるものとし、有効期間の終了とともに、本 保険の補償サービスも終了するものとします。 ※本保険は加入者証や保険証券の発行を行いません。 ※本保険の詳細な内容が記載されている重要事項説明書は、 当社ホームページに掲載をしておりますので、十分に内容 をご確認ください。